

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010那第53号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月17日（土） 20時35分ごろ	
発生場所	沖縄県 ^た ら ^ま み ^ん な 多良間村水納島北方沖 水納島灯台から真方位352° 1.8海里付近 （概位 北緯26°40.5′ 東経127°48.9′）	
事故等調査の経過	平成22年7月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 プレジャーボート ^{かいしゅう} 海修丸、9.7トン 船舶番号、船舶所有者等 294-11001 沖縄、個人所有 乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 死傷者等 なし 損傷 船首船底部に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、同乗者6人を乗せ、船首約1.0m、船尾約2.0mの喫水で釣りを終えて花火見学しながら北東進中、平成22年7月17日20時35分ごろ、水納島北方沖の中ノ瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1 海象：潮候 上げ潮の中央期	
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近の航行は初めてであった。 本船は、レーダー、ARPA及びGPSプロッターを装備し、本事故当時、GPSプロッターを作動させていた。 乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、水納島北方沖を花火見学しながら北東進中、船長が、本事故発生場所付近の航行は初めてであったものの、GPSプロッター等により船位を確認せずに航行し、浅瀬に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、水納島北方沖を花火見学しながら北東進中、船長がGPSプロッター等により船位を確認せずに航行したため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	